

## 【第五回】ペットボトルリサイクルの在り方検討会 議事録

開催日時：平成30年1月12日（金）13:00～15:00

開催場所：アジュール竹芝「飛鳥の間」

### <議事概要>

#### 1. 開会

只今より「第5回ペットボトルリサイクルの在り方検討会」を開催させて頂く。委員及び主務省庁の皆様には、年明け早々からお集まり頂き厚く御礼申し上げます。本日は委員全員にご参加頂いたが、農林水産省の矢部様が都合によりご欠席のため、代わりに河合室長にご出席頂いた。次に、お手元の配布資料の確認をお願いしたい。議事次第の他に座席表、資料①から③までの5種類となっているので、不足等があれば事務局までお知らせを。これ以外に、委員の皆様のお手元には「委員限り」と書かれた資料をお配りした。昨年12月25日に実施した再生処理事業者17名のヒアリングでのご発言や、都合によりご参加頂けなかった事業者からのアンケートを整理したものである。各自ご確認をお願いしたい。

なお、本検討会の資料は、原則として全てを公開させて頂いている。会合終了後に発言者名を示した議事録を作成し、各委員の方々にご確認・ご了解頂いた後に公開させて頂く。何卒、ご了承頂きたい。

最後に、事務局からお願いが。傍聴席の皆様方からのご発言・ご質問等はお断わりさせて頂く。ご意見等があれば後日、事務局へメール等でご送付をお願いしたい。携帯電話やスマートフォンの電源は切るか、マナーモードをお願い申し上げます。写真撮影はここまでとさせて頂く。録音もお断りしているので、何卒ご了承を。それでは、以降の議事進行を織委員長をお願いしたい。宜しくお願いします。（事務局 駒ヶ嶺）

- 明けましておめでとうございます。今年も皆様方のご協力を得ながら、容リ制度が良い方向へ進むよう、頑張ってお参りたい。今回の議論が一助になれば幸いだ。本日は議事次第にあるように、資料1「ペットボトル指定法人ルート運用見直し計画の進捗状況と変更点」をご説明の後、資料3「平成30年度PETボトル市町村からの申込み状況等」をご報告頂く。それから環境省、経産省の両省から資料2「ペットボトルリサイクル入札制度の見直しについて」を発表して頂き、皆でじっくり議論してお参りたい。終了は3時を予定しているので、ご協力をお願い申し上げます。（織委員長）

## 2. 議事

### (1) ペットボトル指定法人ルート運用見直し計画の進捗状況と変更点について(資料1/説明:橋本事業部長)

- ご説明有難うございました。今回の大きな論点である入札制度の見直し並びに容リ協会自体の運用を魅力あるものにすべく検討を重ね、3ヶ月ルールと有償落札分べール代金の支払い方法の変更に関し、プロジェクトチームで今後検討したいとのことご提案であった。これに先駆け、再生処理事業者へのヒアリング等を行ったとのこと。ご意見やご質問、コメント等があればお願いしたい。斉藤委員はヒアリングを傍聴されたようだが。(織委員長)
- 先月末のヒアリングを傍聴させて頂いたが、年末のお忙しい時期にも拘らず、遠方から多くの事業者が参加されるのを見て、入札制度や運用見直し等、我々が現在取り組んでいる内容への事業者の関心がとても高いと感じた。率直なご意見等を数多くお聞きすることができ、非常に参考になった。(斉藤委員)
- 私は残念ながら参加できなかったが、多くの方にお集まり頂き、忌憚のないご意見を頂戴したようだ。次に平成30年度PETボトル市町村からの申込状況に関し、ご報告をお願い申し上げます。(織委員長)

### (2) (報告事項)平成30年度PETボトル市町村からの申込状況等(資料3/説明:橋本事業部長)

- 有難うございます。現時点では、思っていたほど中国の禁止措置の影響は出ていないようだ。只今の件に関し、コメントや質問等があれば。(織委員長)
- 7月の調査では、中国の件はそれほど明確になっていなかったと思うが、2頁を見ると、思っていたよりも市町村からの引渡しが少ない気がする。これは市町村担当者に中国問題の危機感があまり伝わっていないことが一因か。どのように分析されているか。(鬼沢委員)
- 11月に環境省から中国情勢を含めた文書を各自治体に送付し、注意喚起をしたにも拘らず、この程度しか増えていないのはいささか少な過ぎると感じている。調査時にゼロだったところをリストアップした結果、市町村或いは組合で450箇所程度、このうちの5%程度に相当する20数箇所が年間500トン以上の大口である。電話でのヒアリング等を行ったが、そのような大口の大半は既に国内の再生処理事業者との契約が済んでいて「協会へ申込む必要はない」とのことであった。数が非常に多いため現在も調査中だが、それ以外の部分が今後どのように影響して来るのか、若干懸念している。(橋本事業部長)
- その点で補足が。PETボトルリサイクル推進協議会では毎年リサイクルフローをチ

ェックしているが、一昨年（2015年）の時点では、実際に市町村から輸出される量は推定3万トン強だったのに対し、昨年(2016年度)は2万トン程度減少している。まだ気が付いてない人もいるかもしれないが、その程度の量であれば国内で吸収されてしまうだろう。（宮澤委員）

- 今後1月から2月にかけて、来年度の、独自ルート of 各自治体の入札に関する早期発注が行われる。そこで事業者が入札に参加しない自治体が出て来る可能性があるため、独自処理されている自治体での入札結果に、多少は表れるかもしれない。（大熊委員）
- 今の時点では、中国の輸入禁止が大きく影響している訳ではなく、おそらく国内の事業者の撤退の影響のようなものがこちらにシフトしているのではと思うが、今の意見では「もう少しすれば出る可能性がある」とのこと。ただ、鬼沢委員がおっしゃるように、知らない訳でもないようだ。後の議論にも繋がる部分なので、改めて議論して参りたい。他にはいかがか。  
それではメインの論点、ペットボトルリサイクル入札制度の見直しについて、環境省並びに経産省からご発表をお願い申し上げます。（織委員長）

### **(3) ペットボトルリサイクル入札制度の見直しについて（資料2／説明：環境省リサイクル推進室 金子室長補佐、経済産業省リサイクル推進課 山本課長補佐）**

- ご説明、有難うございます。希望入札制度に関しては昨年、かなりホットな議論を戦わせたが、今回は「もう少し丁寧に、きめ細やかに議論をしていこう」と。「自治体の独自処理を、何とか指定法人ルートに戻していきたい」という目的に向かって、現在ご提案頂いている希望入札制度だけなのか、或いはそれ以外に方策があるのか。或いは希望入札制度を導入するのであれば、どういった懸念があるのか。その辺りの問題点に関して、改めて委員の皆様のご意見を整理し、論点出しを含めて今後どういったスケジュールでどのようなことをやっていくのかを議論していこうというご提案であった。  
3～4頁はこれまでと同様だが、おそらくメインの議論は入札制度の見直しイメージ①、②の辺りだろう。全体を通して、ご意見やご質問があればお聞かせ頂きたい。  
（織委員長）
- 先ほども少し触れたように、中国の輸入禁止措置をどのように考えるか。この検討会は容り法の範囲内である。既に申し上げたように、2016年度のデータでは中国への輸出は2万トンに減少しており、今年(2017年度)の実績では更に減るだろう。よって「結果的には、それほど影響はない」と推定した。我々の推計では、2016年度は中国への輸出は事業系を中心に25万トン程、このうち23万トンがフレーク、2万

トンがベールである。その25万トンが国内に滞留するのはやはり問題だ。とはいえ、これは殆どが指定法人の枠外の廃掃法の範囲内で行っていることなので、容リ法の範囲内でやるかどうかは、もう少し違う場で、法律の前提条件を整理した上で検討したほうが良いと考える。（宮澤委員）

- 中国への影響に関しては「むしろ事業系の問題では」と。その辺りをきちんと分析した上で、あまり振り回されるべきではないとのご意見であった。他にはいかがか。（織委員長）
- 宮澤委員のコメントはおっしゃる通りだ。今回の入札制度や容リ法の枠を越えたところで、国内でPETボトルのリサイクラーを更に増やしていくべきなのか議論する必要がある。今の40万トンのキャパでは、中国へ出ていた25万トン全てが戻って来た場合には捌ききれないので、もう少し中長期的に見て、例えば「25万トンが、別のアジアの国へ出ていくかもしれない」という可能性まで考えた上で、PETボトルのリサイクルに関し、国内でどれだけの量を回さなければいけないかの見込みをしっかりと立てておかねばならない。とはいえ、あくまでも、この検討会は容リ法の枠内でやっている話であって、これは議論の外の話になると思う。もう一つ上の段階になるから、しかるべき場でしっかりと議論していくことが必要だと思う。（中谷委員）
- 今のご意見にも非常に関係があると思うが、前回もお話したように、国内循環をしたリサイクル後の再生市場が非常に大きく関わって来るから、国内での再生市場をどのように作っていくかを議論するべきだ。そうなれば当然「どのくらいの量がきちんとリサイクルされなくてはいけない」「それには、どの程度の量を集めないと、ビジネスとして成り立たない」等と考えることになる。そうであれば、リサイクラーの用途の話だけでなく、そこに関わる様々な条件があると思うので、やはり「国内での再生市場を広げていくためには、最低限どのような条件が必要か」を議論しなければならないし、本来は業界全体でやるべきことだ。それが無理なのであれば、国が指導しながら、再生市場を真剣に議論していく場を早急に作らなければならない。（鬼沢委員）
- やはり、ここでの議論は絞っていくべきだ。「それが前提だから、この議論ができない」といった性質のものでもないと思うので、課題は課題として両省に引続き検討して頂き、この場はあくまでも「独自処理に、容リルートに参加してもらう」ことに課題を絞ったほうが良い。より良い制度という視点で議論を進めていくことが必要だと思う。（大熊委員）
- 独自処理を選ぶ自治体を容リルートへ戻すために、環境省と経済産業省からご提案頂いたのが希望入札制度の①、②のイメージである。こちらに関し、ご意見等があればお願いしたい。（織委員長）

- 第3回の検討会でも申し上げたように、基本的な方針には賛同する。自治体の意向はある程度、認められて然るべきだと思うし、集めるPETボトルの質を担保するために「独自処理の自治体を、なるべく指定法人ルートに戻していこう」という目的自体も、基本的には賛成の立場だ。

とはいえ「その目的に対し、希望入札制度が果たして有効に働くのか」には強い懸念を抱いている。8頁の市町村や自治体の意見を見ても、様々な懸念事項があることが分かる。「市場を混乱させてしまうのでは」というマイナス面に比べて、この希望入札制度という方法が果たして有効に働くのか。そこに問題があると思う。個人的には、また別のB案を考えている。この場をお借りして、申し上げても良いか。

(中谷委員)

- どうぞ。(織委員長)
- 現状、独自処理でやっているようなこと。例えば、市町村が独自に自区内のリサイクル事業者に限って指名入札を行う。その枠組みを、そのまま容り法の傘の下に持って来るような制度設計のほうが影響が少ないのではと思っている。容り協が全国一括で行う入札の前に2ヶ月程度の期間を設けて「もし希望する市町村があれば、指名入札のような形でやって下さい」と。やる場合は、なぜそこを指名したのかや、何万トン収集し、何万トンがどういったルートに流れたのか等の基本的な情報をしっかりと容り協会に報告させ、入札で指名する事業者は、容り協会に登録している事業者から選んでもらう。ある程度の枠を決めた上で、そこから先は市町村の独自に任せてしまう。そういった形で容り法の傘の下に独自処理の市町村を取込んで、今やっているのと同じような形でシフトさせていけば、影響も最小限だし、なおかつ、我々が達成したい指定法人ルートに巻き込むという目的も達成できる。メリットがあって、デメリットの少ない方法ではと考えている。(中谷委員)
- 希望入札制度を導入するよりも、既にある程度、独自処理と言われるものの中でやっている随契みたいなものを「容り法の枠の中に入れ込もう」と。そちらのほうが良いのではというご提案であった。(織委員長)
- 随契まではやり過ぎだと思うので、例えば資料2の6頁にある⑤や⑥のような条件を付け、指名競争入札のような形をイメージしている。もし、市町村の中でどうしても用途を縛りたいところがあれば、用途で縛って指名競争入札を行う。一括で用途の希望を入れさせると市場に多大な混乱が起きると思うが、各市町村に独自で行ってもらい、後で容り協に報告させるようにすれば、独自処理の市町村にとっても、今やっていることと変わらないから、こちらへ入って来やすいと思う。(中谷委員)
- 私も、基本的には第3回から立場は変わっていないが、独自処理から指定法人に流すことを考えた時には、非常に地道な話だが、今の独自処理を個別にきちんと対応

していくことが必要では。独自処理の中にも、きちんとやっているところもあれば、そうではないところもあるから、決して「独自処理＝全てが駄目」とは言い切れな  
と思う。もう少し、独自処理に関して丁寧に対応することが重要であって、そのた  
めに入札という大きな制度変更をすることが必要なのかという、必ずしもそうで  
はないだろう。自治体に限らず、特定の主体の希望を叶えるために制度を作るので  
はなく、客観的に見て良いかどうかをしっかりと議論していくべきだと思うから、  
そういう意味では経済学の立場として、今回提示された希望入札制度の導入には賛  
成しかねる。

「自治体にとってのメリットは何か」を考えた時に、余計な手間やコストが掛から  
ずにきちんと適正にリサイクルされ、それが日本の資源循環に貢献していることが  
大切なのであって、自分たちの希望に合ったリサイクルがされることが本来のメリ  
ットではないと思うから、繰り返しになるが、基本的には独自処理にどうやって切り  
込んでいくのかをもう少し具体的に検討していくべきだ。そういう意味では、先ほ  
ど中谷委員がおっしゃったような案も検討していけば良い。（斉藤委員）

- 有難うございます。私からも一言だけ意見を。やはり、独自処理がどういった実態  
なのかを、ぜひ分析して頂きたい。700程度ある独自処理の中で、例えば「自分た  
ちはしっかりやっていて、循環型社会・経済に資しているから容リルートには参加  
しない」と考えるところや、「ハードの面で、ある程度のものを集めるのが厳しい」  
「分別基準適合物を作るのが難しい」ところ、また「皆がやっている訳ではないし、  
コストも掛かるのでやらない」という付和随行型等、様々なパターンがあるはずだ。  
700を分析して、例えば「キーになる市町村が独自処理から容リルートの傘下に入  
れば、皆が言うことを聞く」という流れが作れるのであれば、わざわざ希望入札制  
度を導入する必要はないのかもしれない。とにかく実態が見えないので、議論がし  
づらいという面もあると思う。

なぜこのようなことを申し上げるのかというと、正直な話、法律で規定され、基本  
方針に書かれているにも拘らず「やらない」という感覚が行政マンとしてどうして  
も納得できないし、馴染みにくい。環境省から通達が出て、何度も指導されている  
にも拘らず、それでもなぜ、敢えて独自ルートに拘るのか。個人的に、そういった  
実態が全く理解できない。

比較的大きなところで「自分たちはやっているから、恥ずべきことは何もない」と  
胸を張る自治体と「本当に、財政的に無理」という自治体では、それぞれ対応の仕  
方が違って来ると思う。行政法学者として私が非常に疑問に思っているのは、法律  
に規定してあって、環境省がこれだけ言っているのに、自治体の職員がやらない。  
そこに、非常に違和感を覚える。だからこそ「何か理由があるのでは」と思うので、

その辺りの分析をぜひ。本当に素朴な疑問だが、法律に書いてあって、これだけ議論されているのに、なぜ700の自治体は考えを曲げないのか。大熊委員にお聞きしたい。（織委員長）

- 数だと700程度だが、規模の大小によって決定的に違う。全国都市清掃会議は政令市を中心として700数十なので、その範囲内であれば情報を伝達し、国の意向もきめ細かく共有できるが、小さいところは担当者が兼任だったり、特定の部署がなかったりするため、委員長がおっしゃるように、決定を下すのが非常に難しい。そのような実情の中で、少しでも「指定法人ルートへ来てもらおう」と考えた時、両省で調整されたこの案は一步前進していると思う。先生方がおっしゃる根本的な問題はあるにせよ、大前提として、これは手を挙げる方式だ。強く「こうしろ」「選べ」と言っている訳ではなく、今まで参加していた人は、そのままの条件で参加することができる。

8頁にあるように「独自処理から指定法人ルートへ移行、または検討」と回答している独自処理量が約4万トンもあることに、私は非常に驚いた。実際に移行するのはもっと少ないかもしれないし、「1割で良いのか」等の問題はあるが、指定法人ルートの一つでも二つでも、更には10でも20でも加わってもらえる可能性があるこの提案について、私は非常に良いと思うし、まずはやってみないと分からない。議論を振り出しに戻して「いや、もっと良い案がある」というのであれば、勿論議論すべきだとは思いますが、ここまで両省が調整をして積み重ねた結果「こういう方向でやろう」と決めた内容には賛成だし、やるべきだと思っている。（大熊委員）

- 自治体の立場として、「こういう案があれば、乗って来る自治体がいる以上は良いのではないかと。他にはいかがか。（織委員長）
- 長年、3Rの普及啓発をしている立場から申し上げますと、市民が分別排出した後、我々の生活に関係あるところで、どんなものになって市場に戻って来るかという情報は意外と伝わっていない。かなり良い品物になって戻っているにも拘らず、知らない人が圧倒的に多い。自治体がリサイクラーに渡して終わりなのではなく、その後、それがどういったものになるかに関心を持ってもらうためには、今回のこの案は一つのきっかけになると思っている。

経済性やシステム上の課題はあるにせよ、自治体の担当者が「それならば、誰に渡そう」「どこに渡そう」と考える契機になるだろう。経済的な面だけでなく、社会全体で循環型社会を考えていかねばならないと考えると、こういうことも大切だと私は思う。（鬼沢委員）

- 「用途について、最後まできちんと責任を持つことを考えるきっかけになるのでは」というお話であった。関連して7頁にある「再商品化用途に関し、市町村の希

望による制約を受けない」という点。希望したものの、リサイクラーの立場からすると、状況によって「できる・できない」があることは当然あり得る。それでも良いのかという点は、前々から議論していたところだ。

以前の検討会で、前の委員だった佐々木氏は「それでも良い」とおっしゃっていたが、大熊委員はいかがか。（織委員長）

- 当然ながら、必ず自分の思った通りになる前提で制度を運用する訳ではないので、私もそうだと思う。少なくとも、今までは聞いてももらえなかったが、今回は聞いた上で「実現するかどうかは別」と。その可能性がある制度になっていることを提示するほうが重要だと思う。選択しないことも可能なことや「希望しても思い通りにならないことがある」ことを前提に提示しておけば、自治体もそのつもりで参加して来るだろう。（大熊委員）
- 住民或いは議会への説明においては、特に問題ないのか。（織委員長）
- 啓発については、議会でも度々「具体的に、自治体へ我々が出したものがどうなるかをもっとアピールしろ」と指摘されるが、今までよりも「我々としてはこのように希望したが、制度的にこうなっているので、結果的にはこうなった」と言えるし、納得もして頂けるだろう。（大熊委員）
- 環境省と経産省によって資料が整理され、本検討会の焦点が「指定法人ルートへの移行」に絞られた。審議会の報告書を考慮に入れると、こういう観点は当然だと思う。そのための具体的な方策として、希望入札の改善案が出たと理解しているが、改善案の骨子については、委員限りの資料である12月25日の「PETボトル再生事業者アンケート回答及びヒアリング時の回答」を拝見した限りでは、賛否両論というよりも反対意見が非常に多い。要するに「弊害のほうが大きく、改善ではなく改悪になっている」という印象の意見が大多数だ。また「独自処理を行う自治体の理由をもっと細かく聞くべきだ」という意見もあったが、まさしくその通りである。委員長がおっしゃるように、独自処理を選ぶ理由は様々だろう。独自処理から指定法人への移行が目的であるなら、それに対して具体的な対応を検討する。制度改正なのか、運用でできるのか。こういうことを議論すべきだと思うので、やはり調査をしたほうが良い。  
せつかく問題設定がクリアになったのだから、これに沿ってやるべきだ。具体的に、どういうことができるかを考えることが重要だと思う。（宮澤委員）
- 少し違った観点でお話したい。この制度を実際やることになった場合、自治体のどのレベルで判断しなければいけないか。それも各々に任せるのだろうが、果たしてそれできちんと希望を決定できるのか、正直疑問に思っている。  
誰が判断するにせよ、市民の意向をどのように汲み取るかや「希望を出したけれど、

叶わないかもしれない」等の問題がある。更には希望を出した結果、7頁のイメージ②だと「差が1割以内の場合」とあるが、逆に言えば、1割安く買われてしまう可能性もある。そういったリスクの中で、敢えて希望を出す自治体がどれだけいるか。8頁の意向調査は環境省の名前で出したのだろうが「移行を検討する」とあっても「実際にやる」と宣言していることにはならない。また「指定法人ルート継続の方向検討」とあっても、実際には外れる可能性もあるから、この部分の4万トン云々だけで本当に決めてしまって良いのか。非常に疑問である。

宮澤委員からお話があったように、25日のヒアリングの段階では、賛成する事業者がいる一方、否定的な捉え方で「絶対に反対だ」と意見する事業者もいた。自治体にとって「プラスかもしれないが、判断できないかもしれない」という状況で、事業者側が「あまり宜しくない」と考える制度変更で良いのかどうか。更に言うと、「1割」以内というところで、1割の根拠はまた別の問題だが、「何割であっても結局、自分は希望されないだろう」という事業者からすれば、高い価格を提示する行動に繋がってしまうのでは。

そうすると、体力があったり「どうしても取りたい」というところが高い価格を付けることになり、結果的に落札価格が高くなる可能性も出て来る。それが本当に良いのかどうかも含め、しっかり判断をしなければいけない。（斉藤委員）

- 希望入札制度に対する懸念点は既に色々と挙がっているので、敢えて繰返すつもりはないが、鬼沢委員がおっしゃる「リサイクルを経済性だけで見るべきではない」というご意見については、その通りだと思う。そうであれば、経済性と用途だけで決まるものでもない。この希望入札制度は余りにも「用途」に拘り過ぎている。リサイクルを「経済性以外のところで、各自治体の価値判断でもう少し判断しても良いのでは」という点に目的があるのなら、なぜ「用途」だけに絞るのか。用途が四つだけに括られることに関して、私は第3回で「非常に危うい」と申し上げた。繊維製品は多種多様だし、洗剤ボトルがあれば飲料用ボトルもある。理念と4用途に縛って希望入札制度を行うことの間、大きな乖離がある気がしてならない。先ほどのB案なら、自治体が指名競争入札をする時にどのような条件を付けても良い。余りにも非社会的な要件は駄目だが、例えば用途をボトルに絞っても良いし、「社会的なコンプライアンスをきちんと守っている事業者」や「社会貢献活動をしている事業者」等々の条件にしても良いだろう。「リサイクルを経済性だけで語るな」というのであれば、リサイクル事業者やリサイクルの行き先に対する価値観も、もっと各市町村の希望が叶えられて良いはずで、自由度を持たせた指名競争入札を経ることで、自治体自身に「リサイクルにどういうことを求めるのか」をしっかりと考え、判断してもらう点においては、私が提案したB案のほうが良いと思うし、デ

メリットも少ないと思っている。デメリットが少ないからこそ、大熊委員や鬼沢委員からご提案頂いたような目的を達することもできる。なるべく多くの市町村に独自処理からこちらに流れてもらうにすれば、希望入札制度は効果が薄い割にデメリットが大きい。先ほど申し上げたことと同じになってしまうが、やはりそれが私の意見だ。（中谷委員）

- ▶ 様々なご意見、有難うございました。経産省並びに環境省としては「絶対にこの案でなければいけない」と申し上げている訳ではないが、「市町村の意向を反映させてあげたい」と考え、独自処理を指定法人ルートに入れるため、現時点での有効な方策としてご提案させて頂いた。斉藤委員が「良い独自処理もいるはず」とおっしゃったが、我々も同意見だ。とはいえ、第1回の検討会でお示した調査結果にもあったように、残念ながら、独自処理の中には情報公開できてないところがある。基本方針をお願いをしているにも拘らず、守って頂けないのはやはり宜しくない。「独自処理を全廃させたい」と申し上げている訳ではないが、指定法人ルートであれば懸念なくできるので「制度を使って貰いたい、活用して欲しい」と考えた。その発展のため「可能な限り、制度を使いやすくしてあげたい。市町村にとって使い勝手がいい仕組みにしたら良いのでは」と考えた。内容については経産省とも擦り合わせができていていると思っているが、少なくとも逆有償に関し、この制度の中で市町村の意向を聞くことは考えていない。逆有償にすると特定事業者の負担になって来るので、その話ではないことは最初からお話している通りである。

「自治体の収入が増えるかもしれない、減るかもしれない」というのはおっしゃる通りで、敢えて選択するかも自治体の判断だ。そういう意味では、中谷委員のご提案と我々が示したものは、本質的にははずれてはいないと思っている。運用の仕方において、具体的な一つの案としてお示したもののなので、選択肢や用途に関し、自治体から「こういうったものがあって欲しい」という要望、例えば選択肢⑤⑥関連では、「同じ県内ではないが、隣接する自治体にあるリサイクル事業者の設置」等のニーズも吸い上げていけば良いと思っている。どういった形でニーズを吸い上げて、全国的な法律・制度の中で取組んでいけるかは次のステージになると思うし、そこをどのように進めていくのかについては、本日頂いたご意見を含め、両省でしっかり検討していかなければならない。（環境省 井上）

- ▶ 貴重な御意見、有難うございました。特に、中谷委員のB案を非常に面白いと感じた。自治体の意向の反映の仕方が、我々が思い付くよりも様々な広がりを見せ、創意工夫が色々な面で反映できるような仕組みだと思う。今後は両省で、本日のご意見を踏まえて検討していくことになると思うが、先ほどのB案に関し、鬼沢委員や大熊委員がどのようなご意見を持っておられるか、また仮にそういう仕組みを取り

入れた場合、システム上可能かどうかを事務局にお聞きしておきたい。（経済産業省 荒田）

- 中谷委員の案も当然ありだし、自治体の希望の中身に沿うという点においては非常に検証に値すると思う。環境省がおっしゃる通り、あくまでも一つの例であって「これでなければいけない」という訳でもない。選択肢が多いほうが良いのであればそういうやり方だし、中谷委員の方法についても、地方の各自治体の意見を聞けるのなら、実態に即していると思う。（大熊委員）
- 私も反対ではないが、自治体側がここに示された用途を選択する場合、或いは中谷先生がおっしゃるような「もっと他にこういうことをやっているから、こういう希望を叶えて欲しい」とするには、やはり担当者がPETボトルの国内循環に関して、かなり高い情報を持って判断をしなければいけない。先ほど斉藤委員がおっしゃったように、そこは担当者の判断のレベルではないのでは。非常に良い案だとは思いますが、本当に正しい判断をしてくれるのかが心配だ。（鬼沢委員）
- 用途や事業者の選択については、まだ概念的な話だと思っている。システムを含め、一定期間内で入札選定の業務が全て終わられるかどうかや運用見直し云々の件も、正式に決まった後に、実務ベースで、プロジェクト内で検討していくことになる。例えば「1割未満の場合は、安くても落札できる」という見直しイメージが、有償拠出金の配分方法等で大きく変更になる可能性もあるし、現状のシステムのままでできない可能性もある。従って、具体的に詳細を詰めていかないと「できる・できない」は申し上げられない。（橋本事業部長）
- 中谷委員の案のベースと「現在の独自処理の実態がどうなのか」は、密接に関係している。現在の独自処理の中で、希望入札制度に通じるような形で「循環型経済に資するような形でやっているから、やらない」という自治体があるのなら、その意向をそのまま尊重すれば良い。そうではなく、そういうことはやっていないが、自分たちの希望を聞いてくれたら移行する」という市町村に対しては「そこは拾えない」という話になるのかどうか。先ほどから申し上げているように、独自処理の理由と実態、どのくらいの件数で、どういったエリアに分散しているのか。地域である程度固まっていて、横並び的な意識が強く、引っ張られている感じがあるかどうか等によって、対応は変わって来るだろう。そこについては、別の対応方法でも十分にできる可能性があるかもしれない。

我々有識者3人に共通するのは「この希望入札制度が、入札制度の本質まで変えてしまう恐れが非常に高い。そこを敢えて変えてまで、メリットがあるのかどうか」、そこが議論になると思う。鬼沢委員や大熊委員の「そうはいつでも、まずはやってみよう。そうすれば独自処理から動き出すのでは。まずは、自治体の意識の部分が

非常に大切だ」というご意見はおっしゃる通りだと思うが、委員によってメリットやデメリットに対する感覚が違うのだろう。（織委員長）

- 中谷委員のおっしゃる案は、これまでの指定法人ルートとは別に「独自処理ルートではあるものの、容リ協が関与する形の第3のルート」を作る話だと思う。指定法人ルートは、事業者の方々がこれまで20年以上に亘って「なるべく良いリサイクルを」と考え、様々な切磋琢磨をしながらイノベーションを行って来た実績でもあるので、それを大幅に変えるのは反対だ。そういった点では第3のルートが良いと思うが、どのくらいの時間で制度設計ができるのか等、十分に検討しなければならない。そのためにはやはり、今の独自処理の実態がどうなっているかを把握した上でないと議論はできないだろう。

第3のルートを作った結果、実際にどのくらいのプレイヤーが参加してくれるかが分からないと、結局のところ「形を作っただけで、運用されない」という事態にもなり兼ねないので、そのためにも実態の把握が重要である。（斉藤委員）

- そうなると「独自ルートから移行して下さい」という法律上の規定自体が「良い独自ルートもある」という方向になるかもしれない。「独自処理」や「独自ルート」という名称自体を変えざるを得ないような議論になる可能性もある。（織委員長）
- そもそもこの制度は、地球温暖化や環境に良い制度として作られ「この制度を自治体で支えよう」と呼び掛け、多くの参加を促した。第3のルートの議論になって独自ルートを認めてしまうと「皆がそちらへ移行してしまうのでは」と懸念している。法律の趣旨である「より多くの自治体に参加してもらおう」という部分は、決して外してはいけないと思う。（大熊委員）
- それを言うなら、これだけ基本方針で長い間「独自ルートではなく、指定法人へ」とお願いしているのに、法に基づく行政の原則を行う自治体が移行しないのか。そこをおっしゃるのなら「そもそも、なぜ」の話になってしまう。だからこそ、こういう第3の案が出て来たのではないか。（織委員長）
- 非常に良い案だとは思いますが、懸念が出る。これまで地道に築いて来た制度が、結果的により良い方向になれば良いと思うし、全く反対する訳ではないが「皆で一致団結してやっていこう」という自治体の方々の意見が通るよう、運用の仕方で工夫をしなければいけない。（大熊委員）
- 趣旨は理解した。他にご意見等あれば。これまで様々な意見が出たが、両省からご提案頂いた内容だけではなく、中谷委員から出た第3の案についても、大熊委員がおっしゃる懸念点を考慮しながら議論を進めていくことになるだろう。（織委員長）
- 先ほども申し上げたように、やはり実際に独自処理をやっている方々の意見が聞きたい。そこに対して行わないと、具体的な効果が出ないと思う。（宮澤委員）

- 大変かもしれないが、両省庁には実態をある程度カテゴライズして頂きたい。それから、これを作ったとして「自分たちは十分やっているから、変わりたくない、やりたくない」と拒む自治体があるのかどうか。反対に「ぜひやってみたい」という自治体がどれくらいあって、効果が見えて来ると「こういう制度を入れてみよう」となり、議論が非常にスムーズに進むので、ぜひご検討頂ければ幸いだ。（織委員長）
- ご指摘、有難うございます。「独自処理がどうなっているかを、しっかり押さえる必要がある」という件はおっしゃる通りだと思う。どこまでできるかは別として、ある程度、何らかの類型化も可能だと思うので、ひとまず実態を調べてみたい。（環境省 小笠原室長）
- 今回は、委員の方々から多くのキーワードが出た。斉藤委員がおっしゃるように「希望入札を叶えるための制度ではない、循環型経済に資する制度である」とのご指摘も非常に重要だし、大熊委員や鬼沢委員がおっしゃるように「収集後にどう再生市場を作っていくのかを考えることも重要だ」とのご意見、また最初に議論になった中国の影響について「容りの枠を超えた部分も総論として、ある程度示して頂きたい」というご意見も非常に重要なポイントだ。  
総論の部分と個別入札制度、それからプラスアルファの新しい提案を含め、独自処理の実態のデータも踏まえて頂けると、更に議論を進められるはずだ。今回はかなり両省に議論を整理して頂き、「最初から案ありき」ではなく、自由な形で意見を申し上げる機会を作って頂いたことに対し、深く感謝申し上げます。有難うございました。それでは、事務局にお返ししたい。（織委員長）

### 3. 閉会

- 本日は熱心なご議論、誠に有難うございました。今回の議事録は、2週間を目途に作成する予定だ。発言内容をご確認頂いた後、当協会のホームページに掲載させて頂く。また、昨年12月25日に実施した「再生処理事業者へのヒアリング」の議事録についても、参加された皆様への確認が取れ次第、ホームページに掲載するので、何卒、宜しく願い申し上げます。冒頭で申し上げた通り、今回の検討会へのご意見やご質問等があれば、事務局であるPETボトル事業部までお寄せ頂きたい。それでは、これにて「第5回ペットボトルリサイクル在り方検討会」を閉会させて頂く。皆様、有難うございました。（事務局 駒ヶ嶺）

（終了）